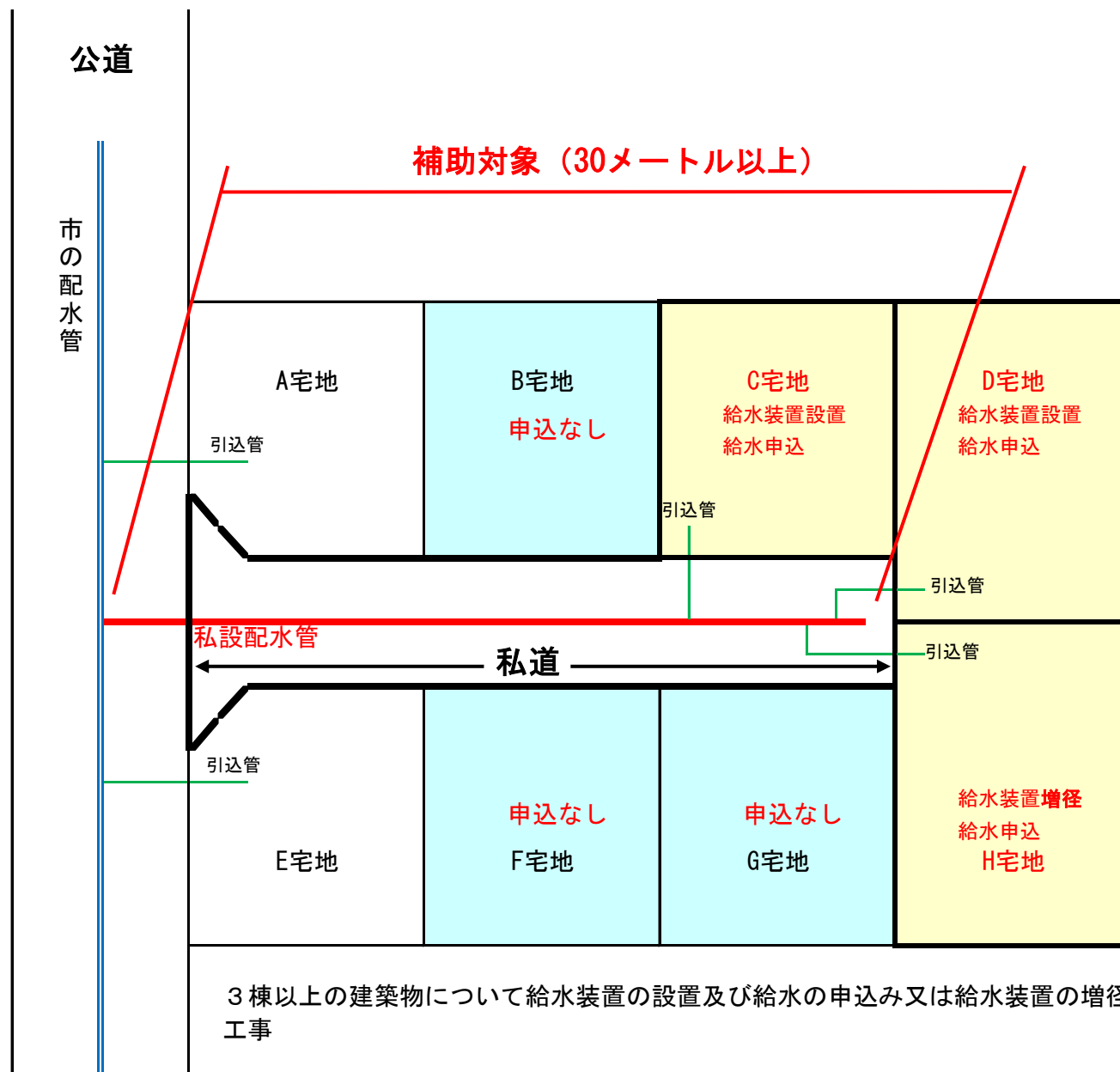


(2) 共同で水道管の増径等をする工事の場合の要件

- 1) 私道に隣接する**建築物が3棟以上**であること。
- 2) 共同で使用する水道管の布設**延長が30メートル以上**で、材質、構造、工事方法が適当であること。
- 3) 私道に隣接する建築物のうち**3棟以上の建築物**について補助事業の施行に合わせて**給水装置の設置及び給水の申込み又は給水装置の増径工事の申込みが予定**されていること。
- 4) 私道に隣接する建築物の**所有者が3人以上**であること。
- 5) 開発行為、業務用の建築、共同住宅、貸家などの建築等を目的にした工事でないこと。

※増径等とは、現在の配水管で容量の不足等がある場合に配水管を太くすることです。



口径毎の建築できる件数

配水管の口径	建築できる件数 メートル口径φ20mmの場合
φ30mm	3件
φ40mm	6件
φ50mm	10件
φ75mm	27件